

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称：太陽わごうこども園	種別：幼保連携型認定こども園	
代表者氏名：福井 愛弓	定員（利用人数）：150名（143名）	
所在地：愛知県愛知郡東郷町和合東蚊谷129-1		
TEL：0561-56-3690		
ホームページ： https://www.shafuku-wakabakai.or.jp/		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：令和5年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 若葉会		
職員数	常勤職員：16名	非常勤職員：32名
専門職員	（管理者）1名	（保育教諭）30名
	（保育教諭補助）1名	（地域子育て支援スタッフ）4名
	（調理人）7名	（事務職員）3名
	（清掃・用務員）2名	
施設・設備の概要	（居室数）6室	（設備等）事務室、調理室、ホール
		子育て支援ひろば、バリアフリー
		園庭、果樹園（梅、栗）

③理念・基本方針

★理念

保育理念

子どもたちの生涯を通じて「生きていく力」の根幹を育みます

保育目標

“あたたかい心 つよい心 ただしい心 ほがらかな心” 4つの心を育みます

★基本方針

保育理念の実現に向けた保育教諭の質の高い教育・保育の提供により園児が主体的に活動できおり、併せて東郷町に所在する教育・保育施設のこども園として近隣の他施設と連携を図り、また地域の子育て家庭などへの食に関する支援拠点となる等こども園として多機能化を図ることにより園児の保護者はじめ地域からも信頼され、児童福祉施設として選ばれる園を目指します

④施設・事業所の特徴的な取組

当法人「若葉会」は、静岡県浜松市内に昭和54年（1979年）に太陽保育園を創設した当初から幼少期は、子どもたちの自立心を育み、人格形成や基本的な生活習慣の基礎を身に付ける大切な時期であり、集団活動における遊びや体験、友達との関わりを通して、育みたい資質・能力である非認知能力（社会情動的スキル）を育て、「生きていく力」の根幹を育む環境が必要であると考え、46年以上にわたり実践しております。

特に4～5歳においては、友達関係が広がり集団を形成して生活ができるようになる時期であり、友達と協力して考える・工夫する・力を合わせるという活動は、達成感や満足感を味わうことができ、子ども達にとって望ましい就学前の質の高い教育・保育に繋がります。

そのため本園では、年長児がルールある集団遊びを通して自由に活動する面白さや豊かな経験を積み上げ、一人ひとりの可能性を引き出す「レッツチャレンジ」活動を夏季に実施しております。

このような自律的で意欲的な活動体験が、生き生きとした心豊かな子どもを育て、ひいては当園の保育理念【子どもたちの生涯を通じて「生きていく力」の根幹を育む】に繋がるものと考えます。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和7年7月7日（契約日）～ 令和8年3月2日（評価確定日） 【令和8年1月8日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	初回（令和 年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆「教育・保育ガイド」に基づく支援の統一

園全体を統括する指針として、「教育・保育ガイド」を策定し、法人理念、保育理念、保育方針等を明確に規定している。本ガイドには、職員が理念や基本方針を理解し、日々の保育業務に具体的に展開できるよう「行動規範」が示されており、保育の考え方や対応の統一が図られている。これが、園全体として質の高い支援につながっている。共通の指針（本ガイド）に基づく実践の積み重ねにより、保育内容の安定化や更なる質の向上が見込まれる。

◆中期事業計画に基づく地域連携と社会資源の活用

地域との関わり方については、中期事業計画にて文書化されている。活用可能な社会資源や地域情報は、園内の所定の場所に整理・掲示され、保護者がいつでも確認できるよう配慮している。保護者のニーズや相談内容に応じ、適切な社会資源の紹介を行っている。近隣の田んぼでの田植えや稲刈り体験、高齢者施設との交流、小学校の見学等、地域と交流する機会を積極的に設け、地域との関係づくりに努めている。

◆記録の適切な管理と情報共有

子どもの個別記録は日々適切に記入され、共有もできている。短期的かつ定期的に会議を実施し、議事録の共有も園全体で実施されている。コンピューターネットワークやそれを介した記録ファイルにより、担当外のクラスの個別記録や指導計画も職員を問わず閲覧可能になっている。

◇改善を求められる点

◆具体的な目標を設定した中期事業計画

「中期事業計画」にて保育理念や基本方針等に向けた目標を明確に定めている。「太陽わごうこども園プロジェクト実行計画」を策定しており、プロジェクト実行チーム（PJチーム）を編制し、経営課題や問題点等の改善に向けて取り組んでいる。しかし、各取組みについては、数値目標や具体的な到達点等が設定されていない。期中の進捗の確認や最終評価での達成の可否を判定可能とするためにも、具体的な数値目標等を設定して取り組むことが望ましい。

◆アセスメントと指導計画の連動

アセスメントの位置づけが明確になっていない。アセスメントと指導計画との整合性が不明確であり、現在実施しているアセスメントの手法についての共通理解も十分に図られていない。アセスメントから計画、改善に至るプロセス全体の見直しを検討されたい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

開園して3年目で初めて第三者評価を受審致しましたが、自己評価の評価項目について回答するにあたり職員同士で日々の保育を振り返りながら話し合う良い機会となりました。また訪問調査時の評価調査員によるヒアリングを通じて、当園における教育・保育の改善に向けての気づきを得ることができました。総評いただいた中で良い評価内容は更なる質の向上を図り、ご指摘事項につきましては真摯に受け止め、全職員で改善に努めて参ります。今後も引き続き、本園の保育理念である【子どもたちの生涯を通じて「生きていく力」の根幹を育む】の実践に向けて取り組んで参ります。最後に保護者アンケート調査にご協力いただきました保護者の皆様に感謝申し上げます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	Ⓐ ・ b ・ c
<コメント> ホームページや「教育・保育ガイド」、「園生活のしおり」等に保育理念、保育方針を記載している。職員に対しては、年度末に職員会議にて「教育・保育ガイド」を配付し、理念や基本方針等の周知を図っており、日々の保育実践に展開できるよう努めている。保護者に対しては、「園生活のしおり」を通じて理念等を分かりやすく周知している。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	Ⓐ ・ b ・ c
<コメント> 園長が法人と連携して社会福祉事業全体や地域の動向を把握している。定期的に町が主催する園長会に参加することで、地域の各種福祉計画や動向を把握している。適時、町の担当者等とも情報交換を行う機会を設けており、地域のより具体的な動向や保育ニーズ等を把握するよう努めている。把握した各情報については、分析して中期事業計画に展開している。		
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	Ⓐ ・ b ・ c
<コメント> 法人にて、経営状況や財務状況等に関する課題を明らかにしている。保育内容や組織体制、設備や環境整備、人材育成等に関しては、法人と連携して園長主導にて現状分析を行い、課題を明らかにしている。各課題に対する改善策が「中期事業計画」として具体的に策定されており、全職員に対して職員会議等にて説明することで周知を図っている。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a ・ Ⓑ ・ c
<コメント> 「中期事業計画」の中に、保育理念や基本方針等に向けた目標を明確に定めている。「太陽わごうこども園プロジェクト実行計画」を策定しており、プロジェクト実行チームを編制し、経営課題や問題点等の改善に向けて取り組んでいる。各取組みの目標設定に当たっては、達成の可否が判定可能な数値目標等は設定されていない。目標設定方法の見直しを期待したい。		
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ Ⓑ ・ c
<コメント> 単年度の事業計画を策定し、年度ごとの方針や保育内容、安全や環境面の取組み、人員管理や地域活動等について計画している。しかし、中期事業計画を達成するために必要な取組みが十分に展開されていない。各取組みについても、数値目標や具体的な到達点等は設定されていない。今後は、中期事業計画を踏まえた単年度事業計画の策定を検討されたい。		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 単年度の事業計画については法人主導にて策定しており、「中期事業計画」については、主にプロジェクト実行チームが主導して策定している。年度末に職員に配付して説明を行っており、周知を図っているが、事業計画の策定段階においては、職員参画の下で意見を集約して反映させる機会は設けていない。事業計画策定方法の改善を期待したい。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 保護者に対しては、年度始めに年間行事予定を案内し、「園だより」に行事計画や避難訓練計画、安全・環境面に関する計画等を記載し、周知を図っている。しかし、事業計画全体の内容について説明する機会は設けていない。事業計画の主な内容を保護者に周知し、理解を促すための取組みを検討されたい。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	① ・ b ・ c
<コメント> 中期事業計画や単年度の事業計画に基づいて、プロジェクト実行チームが中心となり、組織的な取組みが行われている。定期的にクラス会議や全体会議を開催し、職員参画の下で保育内容に関する評価およびプロジェクト実行チーム主導による自己評価を行っている。組織的に保育の質の向上に向けた取組みが推進できる体制が整備されている。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> プロジェクト実行チームが中心となり、各取組み結果を評価・分析している。分析の結果、明らかになった課題については、定期的に職員会議にて説明しているが、課題に対する改善策の検討や改善計画の策定については、プロジェクト実行チーム主導にて行っており、職員の意見を十分に反映した改善計画の策定には至っていない。職員参画による改善計画の策定を期待する。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a	ⓑ・c
<コメント> 定期的な職員会議を通じて園の方針や取組み内容を説明し、職員の理解促進に努めている。園長の役割や責任、園長不在時の権限委任等については「重要事項説明書」に記載され、必要に応じて説明を行っている。有事の際の園長の責任、役割は、事業継続計画（BCP）にて明確に規定されている。園長および各職員の役割と責任については、職務分掌等を作成して明確化を図られたい。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a	ⓑ・c
<コメント> 必要に応じて、関係法令等の研修に参加している。町がメールにて配信している関連情報からも把握し、関連法令等に対する理解を深めている。職員に対しては、必要に応じて関連法令等を説明する機会を設けているが、計画的に学ぶ機会は設けていない。全職員に対して、幅広い分野の関連法令等を定期的に学ぶ機会を設けることを検討されたい。遵守体制作りも必要となる。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	Ⓐ	b・c
<コメント> 園長の主導の下、プロジェクト実行チームが中心となり、定期的に保育の質の現状や各取組みの状況等を把握している。さらに、評価・分析を行った上で、課題に対する改善策を検討して決定している。園長自らも各取組みに参画し、決定した改善策については全職員で共有して実践するとともに、助言や促し等を行ない、取組みが停滞しないよう留意している。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	Ⓐ	b・c
<コメント> 財務面の業務改善等は法人主導で行っており、人事や労務面の業務改善等は園長主導で行っている。職員の業務負担を把握し、特定の職員に偏らないよう配慮しており、時間外労働の管理や有給休暇の取得促進、希望に応じた休暇や勤務時間への配慮を行っている。助合いの風土づくりに努め、ICT化の推進等により業務の実効性向上を図っている。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	Ⓐ	b・c
<コメント> 法人にて、必要な福祉人材や人員体制に関する基本方針を明確にしている。中期事業計画を実現するために必要な専門職の確保や人員体制について、具体的な計画が策定されており、計画に基づいた人材の採用活動や人材の育成が実施されている。人材の育成に関しては、各職員の水準や適性、意向等を考慮した上で個人計画に展開して取り組んでいる。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a	ⓑ・c
<コメント> 「就業規則 職員心得」や「教育・保育ガイド」にて「期待する職員像」を明確にしている。人事基準を明確に定めて所定の場所に設置しているが、定期的に説明する機会は設けておらず、周知が十分とは言い難い。年4回の個人面談を実施し、業務遂行能力や業務上の成果、貢献度等を把握して評価している。職員個々が、自らの将来像を描けるような仕組みや支援制度は整備されていない。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>職員の労務管理は園長が行っており、有給取得状況や時間外労働等の状況を定期的に把握している。日常のコミュニケーションを大切にしており、職員が相談しやすい雰囲気作りに努めている。年4回の個人面談にて就労意向や相談等を聞き取る機会を設けており、把握した情報を基に改善につなげている。福利厚生では、誕生日休暇や短時間正規職員への転換制度等が運用されている。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>法人主導の目標管理制度があり、職員一人ひとりの目標管理を行っている。各職員の経験や技術水準を考慮し、個人面談にて目標や課題を設定して取り組んでいる。半期ごとに中間状況の確認を行っており、年度末には個人面談を実施し、目標の達成状況を確認している。個人目標については、目標項目と目標期限を設定している。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>目標管理制度に「期待する職員像」を明示しており、中期事業計画にて人材育成に関する取組を計画している。計画に基づいて教育・研修を実施し、年度末に評価と見直しを行っている。明らかになった課題については、次年度の教育・研修活動に反映させている。教育・研修計画には必要とされる専門技術や知識、資格が具体的に示されておらず、人材育成の要件が不明確である。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>定期的な個別面談等にて、職員個々の知識や技術水準、専門資格等を把握している。新任職員には、知識や経験等に応じたOJTを実施している。階層別やテーマ別の研修制度が整備されており、外部研修を含めて職員ごとに必要とする知識や技術水準等に応じた教育・研修を用意している。全ての職員が教育・研修に参加できるよう業務体制を工夫し、交代職員を配置する等の配慮がある。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <p>実習生の受入れに関する基本姿勢は特に定めていない。マニュアルは作成していないが、実習生の受入れは積極的に行っており、養成校側との実習内容の事前打合せにて決定した内容に基づいて実施している。養成校側とは、実習期間中においても連携できる体制が整備されている。実習生の受入れに関するマニュアルの整備を期待する。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>ホームページにて、保育理念や保育方針、保育内容、決算情報等を公開している。苦情・相談の体制については、ホームページや「重要事項説明書」にて案内しており、苦情・相談の内容や対応結果等も、ホームページや「園だより」にて公表している。毎月、町役場に「園だより」や「子育て支援だより」を配布しており、園の取組を理解してもらえよう努めている。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>園での事務、経理、取引等は「経理規程」等にてルール化されている。現金出納のルールを明確に定めており、出納担当者を設け、園長が決済している。園長が定期的に関係書類の確認を行っている。財務面では会計士の支援を受けており、経営改善につなげている。令和5年に、子どもに対する権利侵害の事案があり、行政の指導を受けつつ、再発の防止に向けて改善策を講じている。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>地域との関わりについては、中期事業計画にて文書化されている。活用可能な社会資源や地域情報は、園内の所定の場所に整理・掲示され、保護者が随時確認できるよう配慮している。保護者のニーズや相談内容に応じて、適切な社会資源を紹介している。近隣の田んぼでの田植えや稲刈り体験、高齢者施設との交流、小学校の見学等を通じ、地域との関係づくりに努めている。</p>			
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>ボランティアの受入れに関する基本姿勢は明文化されていないが、ボランティアの受入れは積極的に行っている。マニュアルは作成していないが、学校側との取決め事項や関連資料等に基づいて実施している。今後は、ボランティアの受入れに関する手続きや事前説明、ボランティアへの必要な研修等を規定したマニュアルの作成を検討されたい。</p>			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>地域の社会資源については、職員会議等で説明して共有しているが、一元的に確認できるリスト化等は作成されていない。定期的に子どもや家庭の支援に関する連絡会や町主催の保育園巡回相談、園長会等に参加しており、積極的に関係機関との連携に努めている。今後は、地域の社会資源について、職員が容易に活用できるよう、リスト化する等の共有体制の整備を期待する。</p>			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>町主催の園長会等にて地域の福祉ニーズの把握に努めており、子育て支援事業「おひさまひろば」に来園する未就園児の保護者との交流を通して、子育てニーズを把握するよう努めている。田植えや稲刈り体験、高齢者施設との交流、地域住民からの物品寄付等、積極的に地域と交流する機会を設けているが、園主体による地域住民への多様な相談に応じる取組みまでは行っていない。</p>			
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>定期的に子育て支援事業「おひさまひろば」を開催して、来園する未就園児の保護者との交流の中で、子育て相談や専門的な情報提供等を行っており、把握した福祉ニーズは中期事業計画に反映させている。地域防災については事業継続計画（BCP）に定めているが、具体的な連携・協力体制の構築には至っていない。連携・協力内容を明確にし、積極的に協力を呼び掛けたい。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもを尊重した保育についての共通理解を図るため、研修や会議等を実施しているが、参加状況等により職員間で理解度に差が生じている。研修や会議に不参加の職員への伝達方法を精査し、内容が適切に伝わるよう、また適切に伝わったかどうかを確認することで改善に努めている。現場の統括責任者である副園長が、直接現場の保育士に指導を行っている。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>正規職員は自己評価を実施しており、副園長による個別面談を行ない、日々の保育における子どもへの尊厳・権利擁護のあり方について振り返りを行っている。今後も、日々の積み重ねを大切にしながら研鑽を続けられたい。その結果として、保育の充実が図られ、保護者との信頼関係がさらに深まっていくことが期待される。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a ・ ㉠ ・ c
<p><コメント></p> <p>園外への情報提供が十分とは言い難い。その改善策として、昨年度末に作成した「教育・保育ガイドブック」を基に、その内容を反映させた資料を公共施設等に設置してもらい、より広い情報提供を行っていくことを予定している。見学などの希望には十分にに対応している。一時預かりも行き、利用における情報提供には差支えはない。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ ㉠ ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもの健康管理については、既定されたバイタルチェックの数値における誤差の捉え方等、より詳細な判断が求められる場面が見受けられる。こうした点について、副園長を中心に職員がそれぞれの経験を共有しながら、暗黙知の領域にも踏み込んだ検討を行ない、研鑽を重ねることで、日々の業務の質を高めていくことが期待される。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保育所等の変更にあたっては、引継ぎ文書の作成および引き渡しを適切に行うとともに、担当職員と保護者との相談や説明の機会を設けるなど、文書と対面の双方を通じた丁寧な引継ぎが実施されている。保護者への配慮が行き届いた適切な対応がなされており、良好な取組みといえる。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a ・ ㉠ ・ c
<p><コメント></p> <p>保護者から寄せられた不満や意見などは、職員会議等で共有して改善につなげている。アプリ等のICTを活用し、記録や映像を遡って確認できることで、保護者の誤解が解消される事例も見られ、ICT・アプリの有効な活用が図られている。これらの取組みにより、保護者との信頼関係の構築につながっている。今後は、第三者評価での保護者アンケートの結果も踏まえ、更なる改善を期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>苦情など、利用者からの大切な意見は全て主幹保育教諭に伝えるよう、常に全ての保育教諭に周知されており、主幹から更に副園長へ、園長へと情報共有されている。その上で、時系列に情報を精査し、迅速に解決を試みるという仕組みが確立されている。市からの情報も逐次連絡されるようになっており、公表もできている。</p>		

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	① ・ b ・ c
<コメント> 相談室を整備し、園や家庭での出来事を共有することで、子どもへの支援に適切に活かしている。アプリでの連絡内容は、担当保育教諭以外の職員とも共有され、保護者からの相談や意見が周知されている。こうした互いの情報が適切に共有されていく中で、当初すり合わせが難しかった園と家庭との信頼関係が積み上げられ、現在は保護者が意見を直接伝える機会も増えている。		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ② ・ c
<コメント> 保護者からの相談意見は「報告書」に記入され、「アプリ連絡帳」を活用して園全体で情報共有が図られている。これにより、内容に応じた対応を、迅速かつ組織的に行うことが可能となっている。今後は、対応に関するマニュアルを定期的に見直すことで、状況に応じた対応力の更なる向上が期待される。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ③ ・ c
<コメント> 安全管理体制としては、AEDの設置、ヒヤリハットや事故記録からの状況周知と業務改善に向けた話し合いが行われている。遊具等の点検、事故を想定した訓練も実施されているが、リスクマネジメント体制としては、今後の検討と整備が必要となる。委員会の設置、リスクマネージャーの配置等、組織的に機能する体制作りを検討されたい。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ④ ・ c
<コメント> 感染症の拡大防止対策として、事務所内にカーテンで隔離可能なスペースを設ける等の対応が取られている。アプリを活用した感染症発生時の連絡体制を整備し、高熱が出た場合には受入れを控える旨を周知している。感染した子どもが利用した後の室内殺菌も実施している。今後は、役割分担を明確にした管理体制を整えることで、より円滑な業務運営が期待できる。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	① ・ b ・ c
<コメント> 避難訓練は月に1回実施し、その後、振り返り・反省を行って改善につなげている。避難経路の確認も実施している。食糧備蓄においては、アレルギー児に配慮した内容にもなっている。メールを訓練に使用することも実施しており、非常時における安否確認の方法も決められている。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ⑤ ・ c
<コメント> 年間計画や「教育保育過程」の周知については、十分ではないとの認識であり、併せて職員の指導方法の相違の感覚も含めて、今後の継続的な改善が求められる。昨年度末に作成された「教育・保育ガイド」は、内容として適切なものと評価できる。今後は、園全体で当該ガイドの周知と活用を徹底し、サービス提供の平準化および質の向上につながることを期待したい。		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 指導計画や標準的な実施方法の反映について、理解の相違が見られる。「教育・保育ガイド」と日常記録との整合性が十分に図られていない点があり、今後は当該ガイドの周知を徹底し、その内容を意識した支援を行うことで、実践とのすり合わせを進めていくことが望まれる。併せて、継続的な見直しを行うことで、理解の深化と実践の質の向上が図られることを期待したい。		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <p>アセスメントの捉え方について、職員による理解の相違が見受けられる。指導計画の作成にあたっては、保護者の意向を把握し、その同意も含めて計画に反映する取組みは実施されているものの、その具体的な手順が明文化されていない。今後、アセスメントから計画作成までの流れを整理し、文書化することで、誰もが適切に計画が作成できるような仕組み作りを検討されたい。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <p>アセスメントの位置づけを明確にすることで、指導計画との整合性の有無が不明確であり、現在実施しているアセスメントの手法についての共通理解も十分に図られていない。アセスメントから計画、改善に至るプロセス全体の見直しを検討されたい。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもの個別記録は毎月適切に記入され、職員間で共有されている。短期的かつ定期的に会議を実施し、議事録の共有も園全体で実施されている。コンピューターネットワークやそれを介した記録ファイルにより、担当外のクラスの個別記録や指導計画も職員を問わず閲覧可能である。</p>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <p>個人情報の管理については、子どもの情報を園外に持ち出さないことは周知・理解されているが、「個人情報保護規程」については十分に周知されていない状況が見受けられる。今後は、当該規程内容やホームページ等による情報開示の方法について、園全体で改めて確認し、保護者との情報共有についても適切に行われているか、点検していくことが望まれる。</p>		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>幼児クラスから個別月間計画を作成している。「保育の全体的な計画」については、コンピューターネットワーク等を通じて、全ての職員が閲覧し、参画できるよう実施されている。国の指針や条約も踏まえた計画の作成ができています。地域の実態を踏まえた計画の作成もなされています。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>ハードウェアに破損等が認められた場合には写真による記録を行ない、全体共有も行ってリスク管理し、修復を即時行っている。整理、整頓、清潔、清掃の4Sを意識した環境整備により、安全な保育環境を心がけている。子どもの発達状況に応じたハードウェアの整備を行っている。各クラスの玩具や絵本の不足分は、当面クラス間での貸し借りにより柔軟に対応していく方針である。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>ネットワークが構築され、全ての職員が連絡帳アプリによって子どもの状況を確認できる。過去の不適切保育の課題を払拭し、言葉遣いにも留意している。家庭環境の把握も適切に行われている。行事が多いと感じている職員もあり、園内の十分な話し合いと合意形成が必要であろう。子どもに向き合ったゆとりある保育を作り上げるには、園内のゆとりを醸成していくことも必要となる。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	a ・ ③ ・ c
<p><コメント></p> <p>園児朝礼で身だしなみに気をかけ、日々の発達状況を観察しながら、保育を行っている。子どもが自身の主体性や自己肯定感を持てるよう、何かを行うにあたっては、自身で最後まで行うことを大切にして見守っている。その上で進級していくことを目指している。保育教諭間で、どの程度これらのことができているのか振り返り、課題や改善点を共有して検証していくことが望まれる。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	④ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>縦割り保育を実施することにより、異年齢交流ができていの中で、月齢に拘らず社会的なルールを伝えておりその効果も高い。室内外で体を動かせる環境も用意されている。子ども自身の自由性や主体性を大切にしたい遊びを、継続的に提供できるよう心がけている。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a ・ ⑤ ・ c
<p><コメント></p> <p>乳児の環境として、ゆったりした雰囲気を出しながら、子どもが保育教諭の真似をして、身体動作や子ども同士、大人との関わりを少しずつ覚えていける状況が作られている。それぞれの子どもの成長・発達に合った個別の保育状況を生み出している。玩具が少ない等の不足感も見られることから、手作りの玩具を含め、創意工夫をする中で、動線も含めた環境改善が期待される。</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>異年齢交流を未満児から実施し、積極的に子どもの育ちを促す環境を構築しており、子どもたちも楽しみにしている。課外活動や「園内通貨」の活用を通じて、大人との関わりも広がっている。今後は、子どもの「楽しい」や「面白い」、「興味がある」に共感しながら、主体的育ちや「生きる」知恵を醸成して行くことが、更なる主体的な育ちや生きる力の向上につながる。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 子どもの育ちや取り組んできた活動を保護者に口頭や書面で伝え、家庭との連携を大切にして、養護・保育を進めている。一斉活動であっても、設定された内容により、子ども自身の力が向上するよう配慮している。子どもの関心に合わせ、玩具を変えていくよう配慮している。今後は、職員間では書面のやり取りだけでなく、直接情報交換することで、より良い環境整備を構築された。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 専門機関から得た気になる子どもへの助言は、職員間で周知して保育に反映させている。特別な配慮が必要な場合も、他児へ適切な言葉により説明し、相互理解の下で活動できるよう配慮している。外部からの助言も、園内でできることを想定して実施している。必要に応じて別室対応も行っているが、様々な障害を想定し、今後はハードウェアの環境整備についての検討が期待される。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 乳児は在園時間やその子の体力、体調等、その時々状況を配慮した上で、保育を実施している。迎えが遅い子どもには、我慢しすぎないように、18時以降におやつを少し食べてもらう配慮をしている。担任の保育教諭からの書面を基に、口頭での引継ぎが行われている。延長時間であっても、子どもが自ら遊びを選択できるよう検討されたい。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 小学校の教諭が来園して研修したり、その折に意見交換を行う等の機会がある。「クラス便り」を通して保護者に就学に向けた取組みを知らせていくことで、家庭との連携を図っている。日々の保育計画に教育・保育の内容を適切に盛り込んでいく。小学校との積極的な意見交換や合同研修等が行われることで、より一層、両者の連携が充実することが期待される。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	㉞ ・ b ・ c
<p><コメント> バイタルチェックや視診を毎日実施して怪我の有無や表情の変化を把握し、乳児クラスの午睡チェックも適切に実施されている。怪我発生時には「事故報告書」を作成し、保護者への報告と経過観察を完治するまで行なっている。SIDS(乳幼児突然死症候群)の情報提供は説明会で行ない、家庭での体調変化を保護者から必ず伝えてもらえるよう声掛けを行っている。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	㉞ ・ b ・ c
<p><コメント> 健診結果は、健診当日に保護者に知らせることができている。食後の口すすぎが徹底され、口内の清潔も保たれている。健診の記録は職員間で共有周知されている。これにより、子どもの健康状態を把握した上で、日々の保育活動が実施され、子どもの良好な育ちが保たれている。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 子ども自身がアレルギーがあることを理解できるよう、専用の机で食事を摂っている。一人だけ別の食事を摂ることに異論のある保護者もあり、保護者の受止め方への配慮が今後の課題となる。厨房と担任による計3回の読上げ確認を行い、誤食防止の業務フローを構築している。全職員を対象としたアレルギー対応の研修が課題であるが、アレルギー一応発生時の直後行動は周知されている。</p>		

A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	③ ・ b ・ c
<コメント> 地域の協力を得て土づくりから野菜の栽培に取り組み、水やりや収穫、調理を通して、食事を自然と一体的に感じられるよう工夫している。食事は主菜、副菜、ご飯、汁物、デザートに分けて提供し、味や食感、見た目の多様さが感じられるよう配慮している。調理員が定期的にクラスに入って食材について話す機会を設けており、写真等を用いた調理過程の提示も検討している。		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	③ ・ b ・ c
<コメント> 毎日の献立の食べ具合や気づきを記録し、給食会議で情報共有している。活動内容によっては給食時間に変更があり、給食室と連携して適温で食べられるよう時間調整を行っている。給食のサンプル展示を親子で見ているときには、厨房職員が声をかけてレシピを説明したり、各クラスを巡回して子どもたちとの交流に努めている。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	a ・ ③ ・ c
<コメント> 連絡帳アプリで日常的に情報共有し、「給食便り」を通して情報を発信している。行事内容や取り組み方を、子どもの姿を通して伝えている。園行事への参加の機会を設け、保護者との相互理解に努めている。保育参観や個人面談を実施し、家庭と園との共通認識を図っている。今後は、家庭からの発信が少ない場合への対応や、保育教諭と保護者が直接対話する時間の調整等が課題である。		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	③ ・ b ・ c
<コメント> 登降園時の挨拶に加え、積極的に会話することを心がけている。ノンバーバルコミュニケーション（非言語表現）の必要性を理解し、日々保護者との共通認識と共通理解の形成に努めている。保護者支援も記録を怠らず、必要に応じて時間を設けて相談対応をしている。園内に子育て支援センターを設け、保護者交流、情報共有ができる場づくりも行っている。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ③ ・ c
<コメント> 朝の視診により服の汚れや皮膚の状態等を観察し、衣服の着脱時には傷やあざ等ないか注意を払っている。厨房職員が、身体測定に基づいた体格指数（BMI）を確認し、極端な変化に気づけるよう配慮している。子どもの言動等に異変があれば園長に報告し、町のこども課や児童相談所につなげている。虐待等権利侵害に関するマニュアルについて、全ての職員が把握することが課題である。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ③ ・ c
<コメント> 職員の自己評価を定期的実施し、副園長、園長と振り返りの機会を設けている。保育実践を撮影した動画を活用し、職員会議で研修を行う等、振り返りを通じた実践的な研修が行われている。意見交換により内容の深化も図られている。保育実践についてクラス内で話し合いを行い、職員同士の相互理解の必要性や相互対話の不足が課題として認識されており、今後の改善が期待される。		